

ご遺族の方へ

市川三郷町



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

市川三郷町では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役場関係の手続きと、一般的な役場以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆さまに少しでもお役に立てば幸いです。

市川三郷町役場 電話 055-272-1101 (代表)

FAX 055-272-2525

町代表メール ims1790@town.ichikawamisato.yamanashi.jp

もくじ

1. 死亡届について.....	P5
2. 障害福祉の手続きについて.....	P7
3. 年金の手続きについて.....	P7
4. 介護保険について.....	P8
5. 国民健康保険・後期高齢者医療保険について.....	P8
6. 葬祭費について.....	P9
7. 亡くなられた方に児童がいる場合.....	P9
8. 税の手続きについて.....	P10
9. 住宅関係の手続きについて.....	P12
10. 水道・下水道の手続きについて.....	P13
11. 外国籍の方の届出について.....	P14
12. お問い合わせ窓口一覧.....	P15
13. その他の主な手続き / チェックリスト.....	P17

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上いましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.6
	外国籍でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.14
福祉	障害者手帳をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.7
年金	国民年金を受給又は、加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.8
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.8
	後期高齢者医療保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.9
子育て	子ども医療費助成の医療証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.9
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	ひとり親家庭等医療証及び養育医療証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
税金	町・県民税の課税の手続きが必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	p.10
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.11
住宅	公営(町営・町有・県営)住宅に入居していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.12
水道	水道・下水道の名義人でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.13
その他	会社員でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.17
	個人事業主でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.18

ご遺族の1年間の手続き

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整	
届出・手続	○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○公共料金等の手続(23ページ参照) ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等	
税金		○所得税の 準確定申告(20ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

市川三郷町で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、15ページに窓口一覧を掲載しています。

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(19ページ参照)

○遺留分侵害額請求

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈15ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈17ページ〉
市川三郷町以外で
必要な手続きの
窓口一覧

○相続税の申告(20ページ参照)

1. 死亡届について

7日以内

死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

埋火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村の役所または役場

届出人

- ・ 親族
 - ・ 同居者
 - ・ 死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・ 公設所の長
 - ・ 成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

必要なもの

- ・ 死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの) 1 通
- ・ 印鑑

市川三郷町に届出を提出する場合は

【平日(8:30～17:15)】市川三郷町役場本庁舎 1 階町民課・三珠庁舎住民サービス係・六郷庁舎住民サービス係

【夜間】市川三郷町役場本庁舎 1 階建物裏側守衛室

【休日】市川三郷町役場本庁舎 1 階建物裏側守衛室・三珠庁舎職員通用口・六郷庁舎職員通用口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土・日曜日、祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合 → おおむね 7 日
- ・本籍地以外に届出をした場合 → おおむね 10 日～14 日

※年末年始・大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民票について ※亡くなられた方が市川三郷町に住民登録がある場合 14日以内

世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役場(役所)から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

町民課 町民係

電話番号 055-272-1105

FAX番号 055-272-1198

2. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成金受給資格者証など、障害に関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

福祉課 障害福祉係

電話番号 055-242-7057

FAX番号 055-272-1198

3. 年金の手続きについて

◇ 年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◇ 国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者の方）が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

受給、加入状況により、手続きが異なりますので、まずはお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

竜王年金事務所 お客様相談室（甲斐市名取347-3）

電話番号 055-278-1105

4. 介護保険について

市川三郷町の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなったときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の印鑑、口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

介護課 介護保険係

電話番号 055-272-1106

FAX番号 055-272-1198

5. 国民健康保険・後期高齢者医療保険について

国民健康保険の被保険者又は、山梨県の後期高齢者医療保険の被保険者(75歳以上の方等)が亡くなったときは、被保険者証等をご返却ください。また、保険料の精算の手続きや、高額医療費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の印鑑、口座番号のわかるもの(通帳等)、相続人の方の本人確認書類等をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

町民課 国保年金係

電話番号 055-272-1105

FAX番号 055-272-1198

6. 葬祭費について

「市川三郷町の国民健康保険に加入されていた方」又は「後期高齢者医療保険制度に加入されていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証(既に返還された場合は不要です。)
2. 申請者(葬祭を行った者)の印鑑(朱肉を使うもの)
3. 葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状等)
4. 申請者(葬祭を行った者)等の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
5. 申請者(葬祭を行った者)の本人確認書類等

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

町民課 国保年金係

電話番号 055-272-1105

FAX番号 055-272-1198

7. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

子育て支援課 子育て支援・保育係

電話番号 0556-42-8218

FAX番号 0556-32-2887

8. 税の手続きについて

◇町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。
また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ

税務課 住民税係

電話番号 055-272-1104

FAX番号 055-272-1198

所得税・相続税についてのお問い合わせ

鯉沢税務署

電話番号 0556-22-3191

◇固定資産税・都市計画税

町内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります（地方税法第9条）。亡くなった方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届け出が不要な場合もあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 資産税係

電話番号 055-272-1104

FAX番号 055-272-1198

◇ 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc 以下)・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 住民税係

電話番号 055-272-1104

FAX番号 055-272-1198

125cc を超えるオートバイ

関東運輸局 山梨陸運支局

電話番号 050-5540-2039

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会山梨事務所

電話番号 050-3816-3121

9. 住宅関係の手続きについて

◇公営（町営・町有・県営）住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が町営・町有住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、まちづくり推進課へお問い合わせください。県営住宅入居者の場合は、山梨県住宅供給公社へお問い合わせください。

必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

(1)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※

(2)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

住宅を明渡す手続き

(3)入居名義人の方以外が亡くなった場合

異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

町営・町有住宅について まちづくり推進課 住宅係

電話番号 055-272-1136

FAX番号 055-272-5601

県営住宅について 山梨県住宅供給公社

電話番号 055-237-1656

10. 水道・下水道の手続きについて

亡くなられた方が水道・下水道の名義人の場合「水道異動届」の提出が必要です。いつでも手続き可能で便利なインターネット申請をぜひご利用ください。詳しくは下記の二次元コードより町ホームページをご覧ください。また町生活環境課窓口での手続きも可能です。

郵送で手続きを行う場合「水道異動届」を町ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、送付してください。

上・下水道
トップページ



亡くなられた方名義の口座振替で料金の納付を行っていた場合、変更が必要です。町指定の下記金融機関窓口にある「口座振替依頼書」へ必要事項を記入し手続きをお願いします。

町外の方で「口座振替依頼書」の郵送をご希望の場合は町生活環境課までお問い合わせください。

市川三郷町指定金融機関

- | | |
|---------------|------------|
| ・ 山梨中央銀行 | ・ 山梨県民信用組合 |
| ・ 山梨みらい農業協同組合 | ・ ゆうちょ銀行 |
| ・ 山梨信用金庫 | |

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

生活環境課 上水道係・下水道係・簡易水道係

電話番号 055-272-6092

FAX番号 055-272-5601

11. 外国籍の方の届出について

◇ 外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局 甲府出張所に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

返納先

山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎9階
東京出入国在留管理局 甲府出張所

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11
東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局 おだいば分室

◇ 亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局 甲府出張所 電話番号055-255-3350
東京出入国在留管理局 電話番号0570-03-4259

12. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問合せ内容	担当部署	窓口
P5	死亡届について	町 民 課	町役場本庁舎 1 階 1 番窓口
P7	障害福祉の手続きについて	福 祉 課	町役場本庁舎 1 階 2-1 番窓口
P7	年金の手続きについて	町 民 課	町役場本庁舎 1 階 1 番窓口
		竜王年金事務所	055-278-1105
P8	介護保険について	介 護 課	町役場本庁舎 1 階 2-1 番窓口
P8	後期高齢者医療保険について	町 民 課	町役場本庁舎 1 階 1 番窓口
P9	葬祭費について	町 民 課	町役場本庁舎 1 階 1 番窓口
P9	亡くなられた方に児童がいる場合	子育て支援課	町役場六郷庁舎 1 階 2 番窓口
P10	住民税について	税 務 課	町役場本庁舎 1 階 3 番窓口
P10	所得税、相続税について	鯉 沢 税 務 署	0556-22-3191(自動音声)
P10	固定資産税・都市計画税について	税 務 課	町役場本庁舎 1 階 3 番窓口
P11	軽自動車税について	原付(125cc 以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 住民税担当	
		125cc を超えるオートバイの場合 関東運輸局 山梨陸運支局 050-5540-2039	
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会山梨事務所 050-3816-3121	
P12	町営・町有住宅関係の手続きについて	まちづくり推進課	町役場本庁舎 2 階 7 番窓口
P12	県営住宅関係の手続きについて	山梨県住宅供給公社 住 宅 管 理 課	055-237-1656
P13	水道・下水道の手続きについて	生 活 環 境 課	町役場本庁舎 2 階 8 番窓口
P14	外国の方が亡くなられたときの特別 永住者証明書（外国人登録証明書） の返納先、郵送先について	〈返納先〉 東京出入国在留管理局 甲府出張所	
		〈郵送先〉 東京港湾合同庁舎 9 階 東京出入国在留管理局 おだいば分室 東京都江東区青海 2-7-11	
P14	亡くなられた方の配偶者やご家族が 外国籍の方の場合	東京出入国在留管理局 甲府出張所	055-255-3350
		東京出入国在留管理局	0570-03-4259

MEMO

13. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

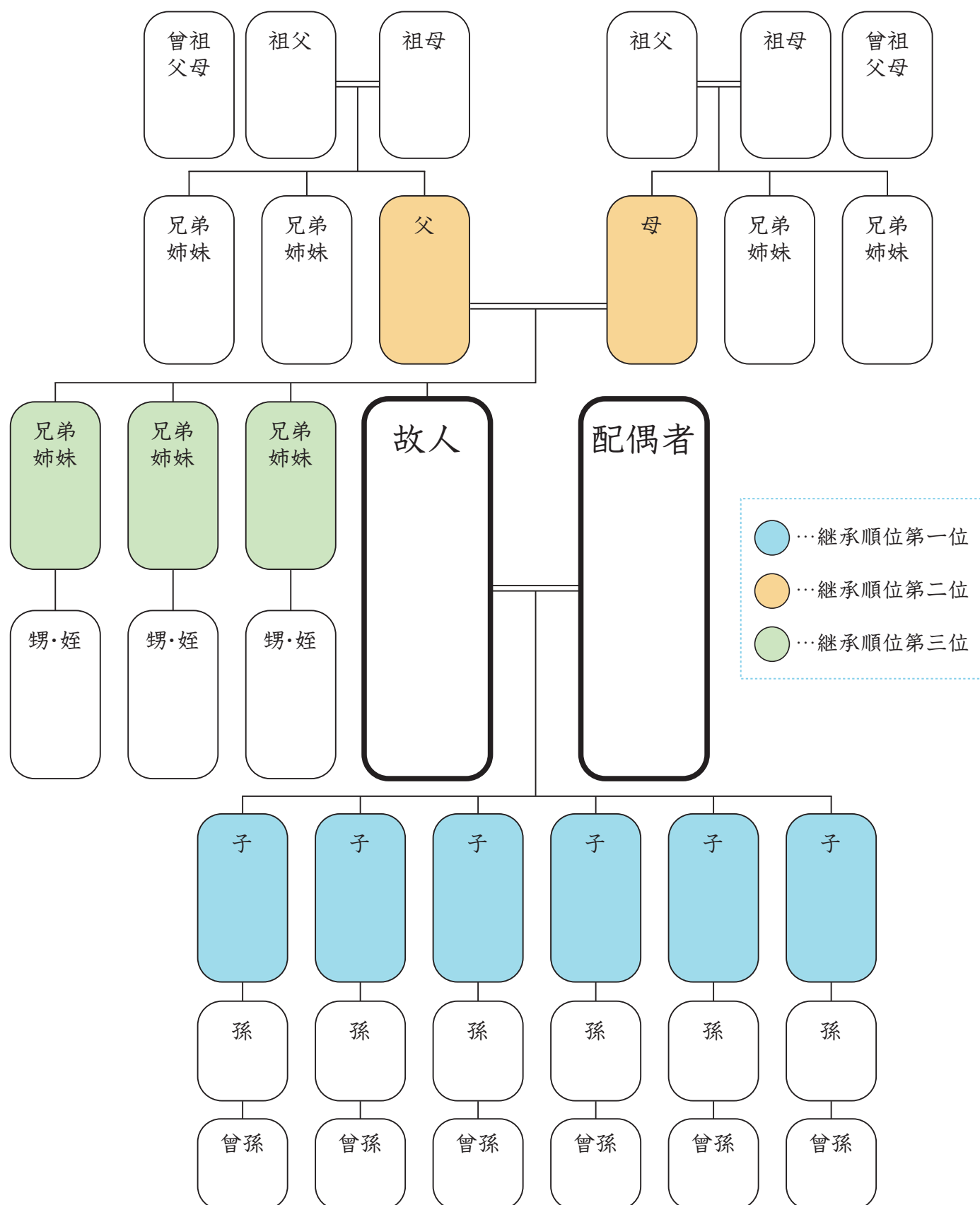
項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

◇ その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 +600万円×法定相続人の数

◇ ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
☒	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☒	NHKの名義変更・解約		NHK	
☒	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☒	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
☒	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能
☒	図書館資料の返却と 図書館利用カードの登録抹消		図書館	未返却の図書館資料 図書館利用カード

MEMO

MEMO

ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

こんな方に
おすすめ
です

- ☑ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ☑ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ☑ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



☎ わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT
1

専任コンサルタントの
手厚いサポート

POINT
2

ご紹介する専門家は
お住まいのエリアで安心

POINT
3

必要な手続きを
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9:00～17:30 (年中無休)

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

遺品の整理はお済みでしょうか？

☎ 安心できる遺品整理で解決！



POINT 1 選べる見積もり方法



訪問
ご自宅に訪問して



ビデオチャット
対面なしで安心



写真
写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つの見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9:00～18:00 (年中無休)

安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

発行 市川三郷町
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年4月作成

